

○厚生労働省告示第十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和元年五月二十三日

厚生労働大臣　根本　匠

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後
		改 正 前

、 ら 1067 年厚生労働省告示第二百九十八号)別表第一の1から326まで、
1147 1103 、
、 まで、 1069
1156 から 1107 、 1072
1158 まで、 1116 、 1083
1160 、 1118 、 1086
1162 及び 1121 から 1122 1090
1163 に掲げる高度管理医療機器 1126 まで、 1128 1093
1129 から 1095
1131 まで、 1135 、 1098
1139 、 1099
1143 、 1101 1066
1145 か

、 ら 1067 年厚生労働省告示第二百九十八号)別表第一の1から326まで、
1147 1103 、
、 まで、 1069
1156 から 1107 、 1072
1158 まで、 1116 、 1083
1160 、 1118 、 1086
1160 に掲げる高度管理医療機器 1121 から 1122 1090
1126 まで、 1128 1093
1129 から 1095
1131 まで、 1135 、 1098
1139 、 1099
1143 、 1101 1066
1145 か